

GOOD!



知って安心

せいねん こうげん せいど

成年後見制度とは、判断能力が不十分な方のその人らしい暮らしや権利を守る制度です。

せいねん

こうげん

せいど

成年後見制度

自分に何かあったとき、障がいのある子どもの将来が心配。

将来、認知症になって判断能力が低下したときに備えたい。

福祉サービスを利用したいけど、ひとりで契約手続きするのは不安。

兄の金銭管理の手伝いをしてきたが、自分も高齢になり負担になってきた。他に頼れる親族がない。

母の施設費支払いのため、母の定期預金口座の解約をしようと思ったら銀行から「成年後見人」と言われた。成年後見人ってなに？

どんな制度？利用するには？
お気軽にご相談ください。

雲南市の成年後見制度の

相談窓口

- 雲南市健康福祉部長寿障がい福祉課 ☎ 0854-40-1042 (木次町里方521-1)
- 雲南市社会福祉協議会 権利擁護センター ☎ 0854-45-9889 (三刀屋町三刀屋1212-3)
- 雲南市地域包括支援センター ☎ 0854-47-7799 (三刀屋町三刀屋1212-3)
- 雲南市基幹相談支援センター ☎ 0854-47-7101 (木次町東日登351-5)

成年後見制度とは。。。。？

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方について、支援者（「成年後見人」等）を選び、この支援者が本人の思いを尊重しながら契約などの法律行為（身上保護）や財産管理を行うことにより、本人の権利を守る制度です。



成年後見人等が。。。できること

- ・ 必要な医療、福祉サービスの手配や契約
- ・ 定期的な訪問や見守り
- ・ 入所施設等とのやりとり
- ・ 各種行政手続き
- ・ 預貯金や不動産などの財産の維持管理
- ・ サービス利用料等の支払い手続き
- ・ 年金等の受領手続き など



成年後見人等が。。。できないこと

- ・ 治療、手術などへの同意
- ・ 身元引受、連帯保証
- ・ 直接的な介護や家事
- ・ 遺言を本人に代わって行うこと など

成年後見制度の種類

成年後見制度には、大きく2つの制度があります



【将来に備えたい方】

十分な判断能力がある方

任意後見制度

将来に備え、あらかじめ本人が選んだ人（任意後見人）と公正証書により契約を結びます。本人の判断能力が低下したあと、任意後見人が本人から委任された事務を行います。

あらかじめ公正証書により
契約を結んでおく方法です。



【今すぐ支援が必要な方】

判断能力が不十分な方

法定後見制度

家庭裁判所から選任された人（成年後見人等）が本人を支援します。本人の判断能力に応じて3つの制度（類型）があり、判断能力の程度など、本人の状況に応じた支援を受けることが出来ます。

補助

判断能力が
不十分な方が対象

保佐

判断能力が
著しく不十分な方が対象

後見

判断能力が
欠けているのが
通常の方が対象

利用までの手続きの流れ

判断能力が不十分になり 支援が必要になった時には。。。。

申立てが出来る人は。。。。

本人、配偶者、
四親等内の親族、任意後見受任者

申立てをします

（雲南市なら松江家庭裁判所）
本人の住所地を所管する家庭裁判所に

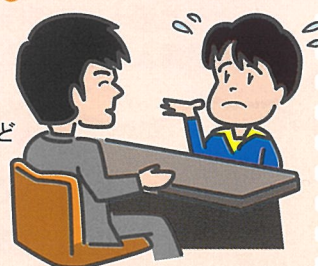
申立てが出来る人は。。。。

本人、配偶者、
四親等内の親族、
市区町村長など



審判、
任意後見監督人が選任

任意後見人による支援開始



審判、成年後見人等が選任

成年後見人等に選任される人
親族、専門職（弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士）、
福祉関係の法人など。
家庭裁判所が本人に最も適任だと思われる方を選任します。

成年後見人等による支援開始

※申立てから支援開始までは、数ヶ月かかることもあります。

申立てをする前に考えておきたいこと

- ・ 申立てにはお金がかかります。
- ・ 後見人等が選任されれば、後見人等に支払うお金（後見報酬）がかかります。
- ・ 申立てをすると基本的に取り下げることができません。後見人等が選任されたあとも、本人の判断能力が回復するなどのことがない限り、途中でやめることはできません。

